

## いわゆる「円仁の系図」について——「熊倉系図」の基礎的考察——

平 澤 加奈子

はじめに

本稿で述べる「円仁の系図」とは、平安時代初期の天台僧円仁（延暦十三（七九四）—貞観六（八六四））にまつわる系図を指す。円仁は第三代天台座主として初期天台宗の発展に力を注ぎ、また日本において天台密教を本格的に創始した人物として知られるが、その出自については、円仁の伝記である『慈覚大師伝』や『日本三代実録』の卒伝に俗姓が壬生氏で下野国都賀郡（あるいは都賀県）の出身であることなどが簡単に記されているに過ぎない。<sup>1)</sup>

この円仁の系図の存在が明らかになったのは、宝賀寿男編による『古代氏族系譜集成』において「壬生公、壬生朝臣」として明治期に編纂された『百家系図稿』巻二・『諸系譜 第一五冊所載の「熊倉 壬生朝臣」項が採録されたことによる（以下、この系図を「熊倉系図」と呼ぶ<sup>2)</sup>）。しかし、この系図が注目されたのは佐伯有清によって「熊倉系図」の内容が円仁に連なる系譜であることを指摘し、系図の一部分を紹介して以後のことである。佐伯の指摘以後、「熊倉系図」は主に古代史の研究者によって「円仁の系図」として引用されたが、その引用は佐伯が提示した冒頭の一部のみにとどまり、系図全体の検討は全く行われていない<sup>3)</sup>。

近年、古代にさかのぼる系図資料については、厳密な史料批判が必要との認識が高まっている<sup>5)</sup>。近藤安太郎も述べるように、系図はその作成時から先祖を誇示することを目的とした作為をもつ史料であり、さらに作成後もその子孫によって次々に書き加えられ、修正が行われていく「二次史料」であることを忘れてはならない<sup>6)</sup>。ゆえに、系図資料を利用する際には、まず系図全体に対する考察を行うべきであろう。このことを鑑みればこれまで検討されていない「熊倉系図」について基礎的な考察を行うことが必要であり、また同時に、「熊倉系図」以外の「円仁の系図」が存在する可能性についても検証されなければならないだろう。そこで本稿では「円仁の系図」に関わる基礎作業として、まずは他の「円仁の系図」について考察し、その上で「熊倉系図」の基礎的な考察をおこない、歴史資料としての位置付けを試みたい。

## 一. もう一つの「円仁の系図」——「徳丸系図」——

これまで「円仁の系図」として知られてきたのは「熊倉系図」のみであるが、筆者が調査した中で、別の「円仁の系図」を確認することができた。それが、「徳丸系図」である。

「徳丸系図」は現在東京大学史料編纂所に謄写本が存在している（請求番号二〇七五—八二〇）。謄写本の内題には「徳丸系図 貞房迄」と

あり、系図冒頭には「壬生之系譜」と記載されている。謄写した際に付せられた奥書には、「右徳丸系図 一巻／豊後国大分郡徳丸村徳丸荒次郎蔵本明治二／十年十一月編修久米邦武文書採訪之時大分／縣廳ニ託シテ之ヲ謄寫ス」とあり、明治二十年（一八八七）に大分県庁において託写されたものであることが分かる。

内容は崇神天皇にはじまり、豊城入彦命―壬生親王小槻王―慈覚大師（円仁）と続くもので、慈覚大師の兄弟の壬生義清から寛永十六年（一六三九）に死去した徳丸貞房の代まで掲載されている。「徳丸系図」によれば、徳丸氏は豊後国の大友家の家臣であり、貞房の父である統貞は大友義統・能乗（義乗カ）、貞房は義統の二男、松野右京亮より御書を賜ったとされている。

「徳丸系図」には同時に謄写された史料編纂所蔵の『徳丸文書』（請求番号二〇七一・九五―二五）があり、徳丸忠興以降大友家からの書状の写しが残されていることから、大友氏と主従関係にあったことは裏付けられる。しかし、「徳丸系図」に記載された円仁と徳丸氏との氏族的つながりについては、例えば小槻王の記載や壬生義清の孫にあたる壬生平治に「信濃之国伊那郡守護」と時期的に矛盾する記載がみられるなど、疑わしい部分が多く仮冒と考えられるだろう。

以上のように、「徳丸系図」については円仁と氏族的には無関係であると判断されるのであるが、「熊倉系図」については如何であろうか。同様に検討したい。

## 二. 「熊倉系図」の写本

「はじめに」で述べたように、「熊倉系図」は『百家系図稿』巻二および『諸系譜』第一五冊に収録されている。そこでまず各史料について紹介する。

### (一) 『百家系図稿』（図1参照）

『百家系図稿』二二冊は現在静嘉堂文庫に所蔵されている。同文庫は明治三十一年（一八九八）に鈴木真年の旧蔵書一―三部二六八冊を購入しており、『百家系図稿』はその一部である。

編者は鈴木真年（天保二年（一八三一）―明治二十七年（一八九四））。真年は明治期の系図家として知られる人物である。真年の孫である鈴木防人が著した『鈴木真年伝』などから略歴を記せば次の通りである。

真年は江戸神田旅籠町で煙草屋（屋号橋屋）を営む家庭に生まれ、栗原信允（寛政六年（一七九四）―明治三年（一八七〇））に入門し、故実を学んだ。その後慶応元年（一八六五）に紀州藩士となり、系図編纂事業に従事した。明治以後は弾正台・宮内省・司法省に勤め、明治二十年から明治二十四年（一八八一）までは総裁重野安禪の薦めで内閣臨時修史局・帝国大学臨時編年史編纂掛に勤務し『大日本編年史』の編纂に従事した。明治二十四年に大阪鴻池家からの系譜編纂依頼に応じ、帝国大学を辞して大阪へ赴いたが、同二十七年四月十五日に大阪にて死去した。享年六十四才。著作には『百家系図稿』『百家系図』のほか、『新田族譜』・『諸氏本系帳』・『苗字尽略解』など多数存在する。

『百家系図稿』の内容は、大部分が氏族の系図であるが、「三河軍記」（巻五）・「張九齡詩集」（巻一六）などの史料も含まれている。全体的に書込・修正などが多く、原稿の草案とみられる。内題に『百家系図』とある巻が存在するが（巻三）、静嘉堂文庫所蔵の『百家系図』（六十四冊）とは別本である。

表紙は現在静嘉堂文庫の厚紙表紙に改装されており、すべてに「静嘉堂蔵書」の朱印が捺されている。一部の冊には「鈴木蔵書」印が捺されているが、元の装丁は不明である。巻二・巻三など数冊の見返しや中表紙部分に「百家系図稿（百家系図の場合もあり） 穂積臣真年」の署名

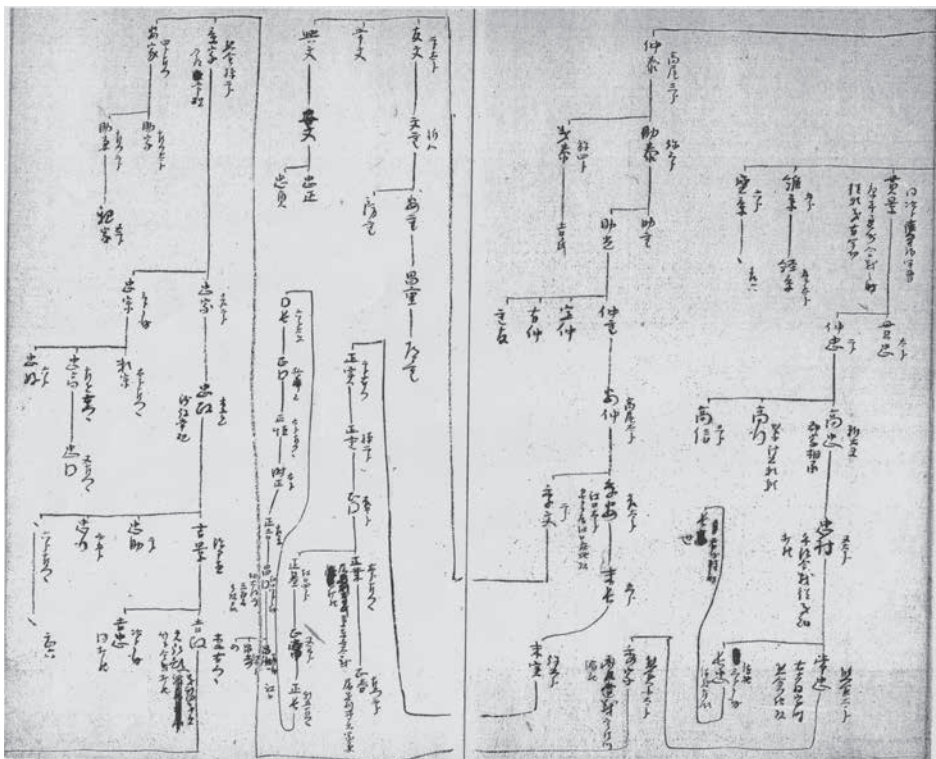
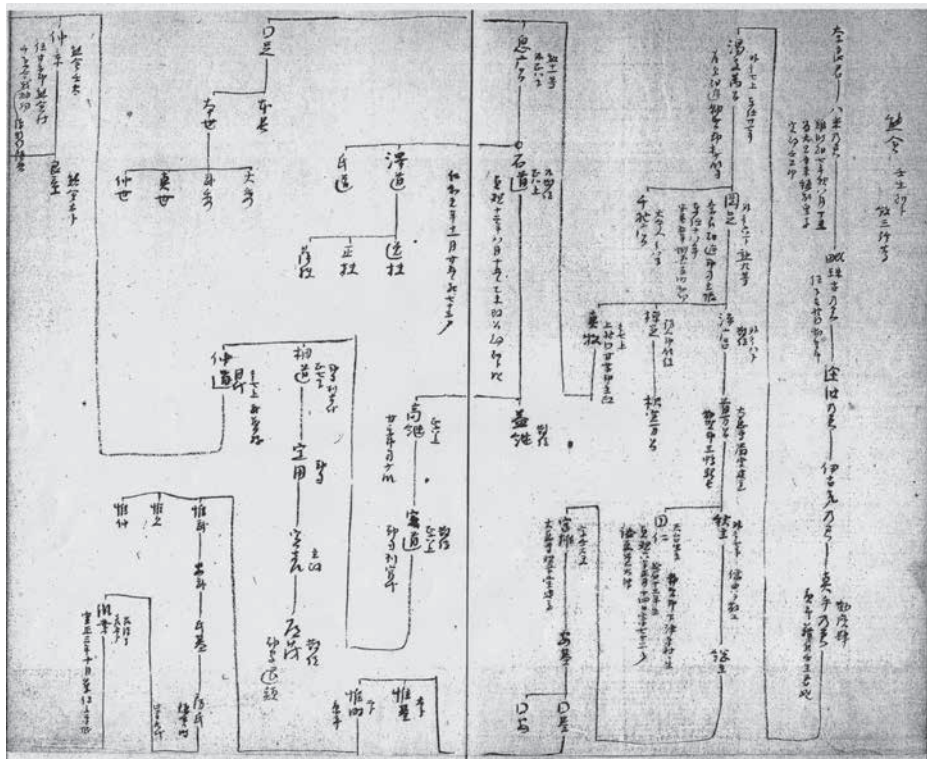
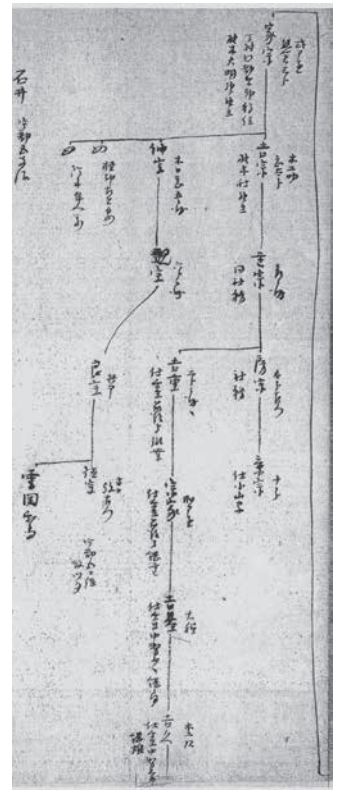


図1 『百家系図稿』巻二 熊倉

がみられ、「穂積臣」は真年の本姓であることから、『百家系図稿』が鈴木真年自身によって編纂された史料であり、筆跡からその多くが自筆によるものであることがわかる。

次に成立年代については、『百家系図』の成立が明治二十六年(一八九三)頃とされており、また『百家系図稿』とは別の旧『百家系図』の存在が指摘されている。<sup>(8)</sup>この点から、『百家系図稿』の成立はそれ以前の時期と考えられる。そこで史料をみていくと、卷二「藤井」項の「祐之」に付せられた注に「明治十七年九月死 八十二才」とあるのが管見の限りで時期が記載される下限である。よって、現状では『百家系図稿』の成立を明治十八年(一八八五)前後、明治二十六年の間と考えたい。

『百家系図稿』に記載された系図の大部分には引用典拠が記されていないが、卷二一〜二五巻末には明治十六年(一八八三)に元老院本を写した旨の識語が記されている。<sup>(9)</sup>また卷十九所載の一部の氏族については『姓氏分脈』や『系図纂』を典拠としたことが分かる。<sup>(10)</sup>



(二) 『諸系譜』(図2参照)

国立国会図書館所蔵。現在三三冊に合冊されているが、もとは六五冊であった。合冊毎の巻首部分に「帝国図書館蔵」の朱印と「大正3. 6. 16購求」のゴム印が捺印されていることから、本史料の購入が大正三年(一九一四)であったことが分かる。

題簽は全て『諸系譜』となっているが、第一一合冊本から第一六合冊本にあたる元の九冊には『諸系譜』の下に十二支順に「子」から「申」までの文字が記されている。第十七合冊本から第二三合冊本までのもの十四冊には十干の「戊」に「一」から「四」までの数字が記され、徳島県下の諸家・寺社に伝存された系図・古文書・棟札・碑文などを収録する。また第二四合冊本から第二八合冊本までのもの十冊には「己」に「一」から九までの数字が記されたものと記されないものが一冊あり、さらに第二十九合冊本から第三十一合冊本までのもの五冊には「庚」に「一」から五までの数字が記されるなど、少なくとも別々に編纂された三種以上の系図集成を組み合わせて一つにし『諸系譜』として綴じたと考えられている。また六十四冊には「原稿」の押印が捺されている。ただし、書込・修正も多数見られる。

この『諸系譜』の編者については、国立国会図書館『帝国図書館和漢書書目録 第四編』(訂補縮刷版、昭和六十一年(一九八六)刊、全三冊)では「鈴木真年稿本」としている。しかし横山勝行によれば、真年の収集史料や編纂史料も収載される(第三冊ノ二「中臣氏総系 穂積真年編」など)ものの、本書中の用紙に「名古屋控訴裁判所」「徳島地方裁判所」「公布地方裁判所」などと印刷された罫紙が使用されていることなどから、実際は中田憲信の手による稿本であったとされている。<sup>(11)</sup>これについては、第十一冊ノ子所載「豊国巫部家譜」に「右一書雖有写錯誤又一珍書耳/明治二十九年十月三十一日謄写笠原昌吉書房之本 以備異日史料

(17) いわゆる「円仁の系図」について(平澤)

之参考云／不二斎賀書生憲信」の識語が付せられていることから確認でき、『諸系譜』が中田憲信によつて編纂された史料であることは確実であろう。

中田憲信（生年不明―明治四十三年（一九一〇））については、大植四郎編『明治過去帳』に「休職判事正五位勲四等 堺県平民にして明治五年（一八七二）小田切盛徳等と司法大録に任じ、八年頃司法権少丞に進み正七位に叙し、十年東京上等裁判所判事に遷り、十五年大阪控訴裁判所判事に転じ、後従六位勲六等に陞る、二十一年頃奏任三等中を以て松田道夫等と名古屋控訴院評定官たり、四十三年五月十六日卒す、是日勲四等瑞宝章を賜ふ」とあり、裁判官として勤務する傍ら、系譜研究を行っていたようである。著作には『皇胤志』『各家系譜』などがある。

『諸系譜』の成立年代は不明だが、第三三合冊本第二冊目の見返しに明治三十八年（一九〇五）九月三十日の消印が押された約束郵便の紙片

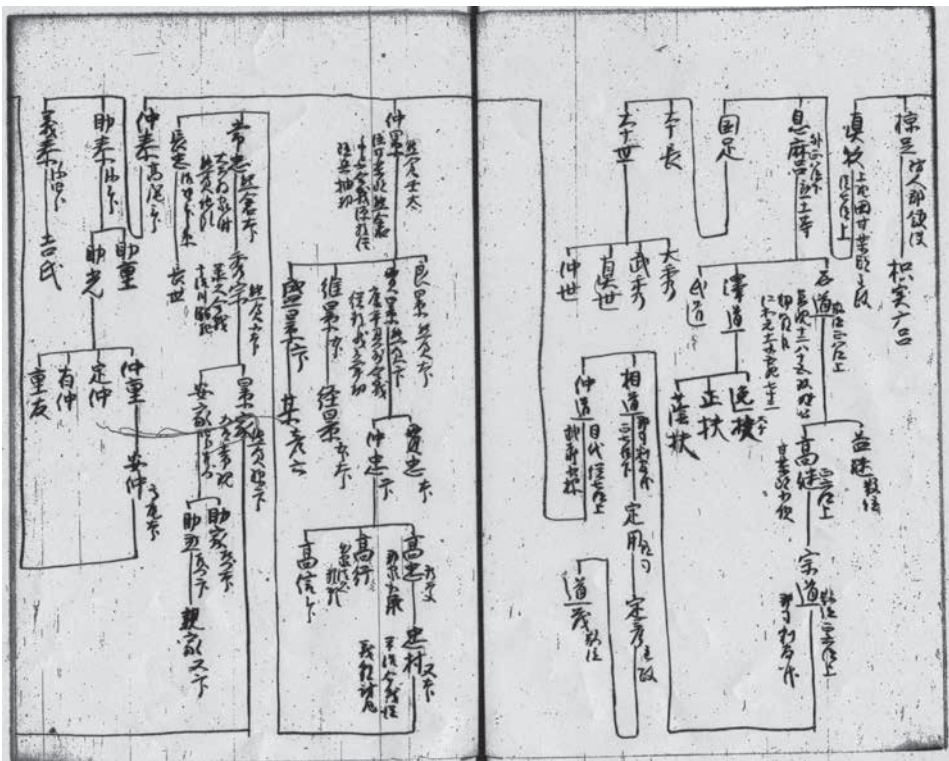
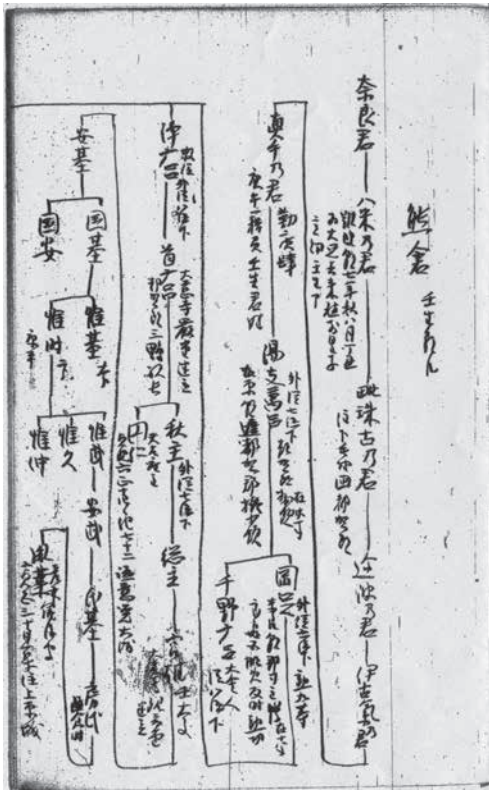
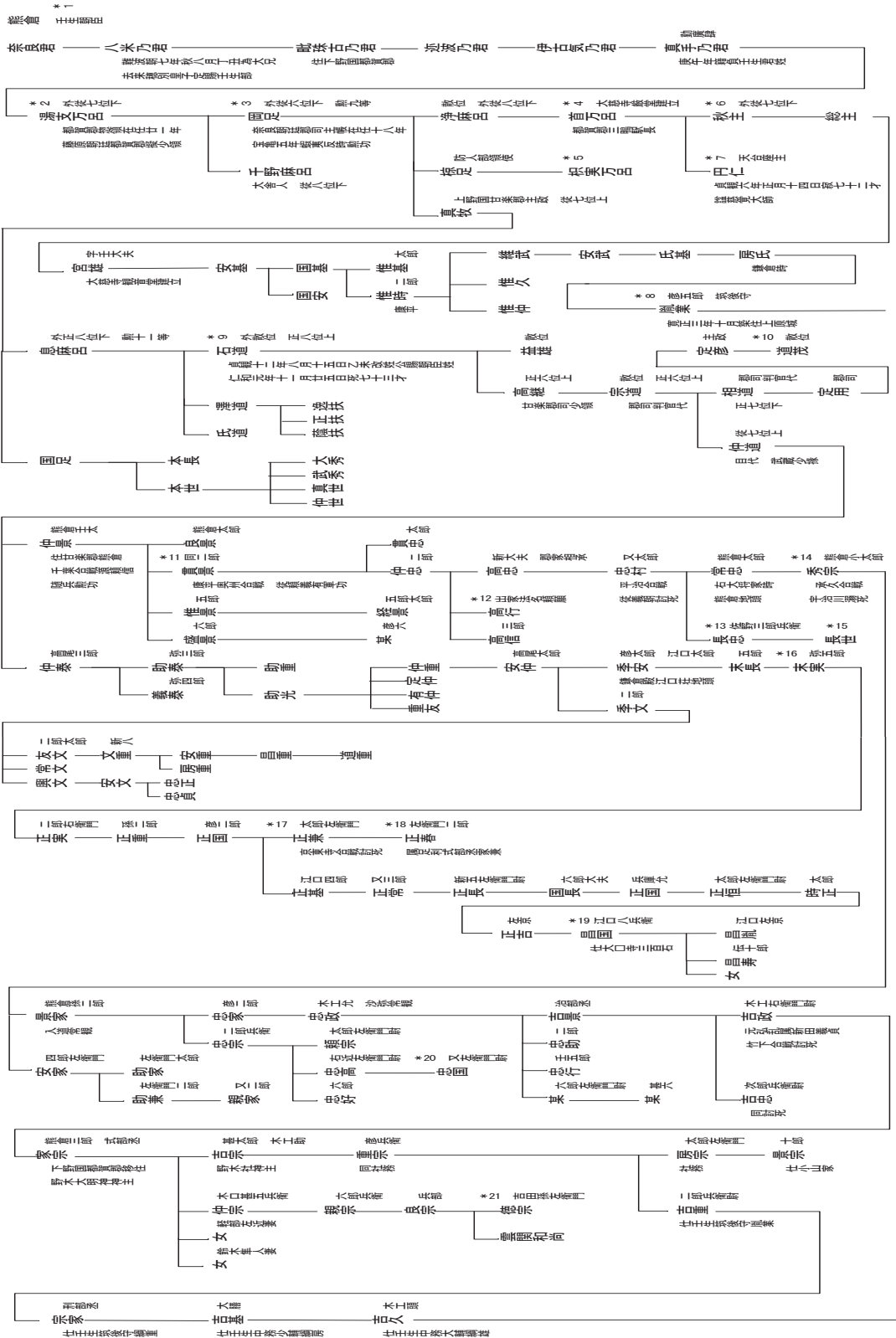


図2 『諸系譜』第十五冊 熊倉



図3 「職名系図」



【熊倉系図校勘表】 『百家系図稿』…百 『諸系譜』…諸 『古代氏族系譜集成』…集

* 1 熊倉	百…紋三弦蔦 諸…なし
* 2 湯支万呂	百…湯支万呂 諸…湯支万呂 集…湯支麻呂 百…外従七上 諸…外従七位下 諸…「都賀郡惣領」の記載あり。 百…擬少領司 諸…擬少領
* 3 岡足	百…奈良朝廷郡司主帳 諸…奈良朝郡司主帳
* 4 首麻呂	百…三鴨駅長 諸…三野駅長 集…三野駅長
* 5 枳実万呂	百…枳実万呂 諸…枳実麻呂
* 6 秋主	百…儒典ヲ教ユ 諸…なし
* 7 円仁	百…都賀郡下津原村二生 延暦十三年生 諸…なし 百…貞観六年正月十四日寂七十二才 諸…貞観六年正十四死七十二
* 8 胤業	百…房氏～胤業の間に「此間九代」の記載 諸…なし 集…胤業の尻付及び綱重から義雄までを加筆。
* 9 石道	百…外散位 諸…散位 集…「群馬郡人」を追記
* 10 道茂	百…幼間退顛（ママ） 諸…なし
* 11 貫景	百…同二郎 諸…熊倉二郎 百…鎮守府軍曹 諸…なし
* 12 高行	百…出家法名頼願 諸…出家法名頼願 集…新与法名頼願
* 13 長忠	百…佐野三郎兵衛 諸…佐野三郎兵衛 集…佐野三郎兵衛尉 百…佐野庄領 諸…なし
* 14 秀宗	百…秀宗 諸…秀宗 集…秀家 [イ宗]
* 15 長世	百…右衛門尉 諸…なし 集…右兵衛尉
* 16 末実	百…弥五郎 諸…弥五郎 集…孫五郎
* 17 正兼	百…属足利尊氏 諸…なし
* 18 正春	百…属足利式部丞家兼 諸…属足利式部丞家兼 集…属足利式部少輔家兼
* 19 昌国	百…仕大□寺三百石□□□ 諸…仕大□寺三百石 集…なし
* 20 忠国	百…又左衛門尉 諸…又左衛門尉 集…又左衛門
* 21 徳宗	百…宇都宮二住 紋ツタ 諸…なし

(注) 『古代氏族系譜集成』については『百家系図稿』と異なる記載がある場合のみ掲載した。



くは『日本古代氏族集成』の「壬生公、壬生朝臣」項の冒頭部分が利用されている。

しかし、「熊倉系図」の二つの写本を比較すると、その記載内容が異なる部分も多く、また『日本古代氏族集成』の編纂段階において新たに追記などを行っている部分もみられる。そこで筆者は『百家系図稿』(図1)・『諸系譜』(図2)・『古代氏族系譜集成』に掲載された「熊倉系図」を比較検討し、校勘表を作成するとともに、私見を(図3)として示した。

注目すべきは、『百家系図稿』に付された記載が『諸系譜』にない例がみられる点である(\*1熊倉・6秋主・7円仁・11貫景・21徳宗)。ここで『百家系図稿』にのみ付された記載をみると、例えば\*6秋主には「儒典ヲ教ユ」、\*7円仁には「都賀郡下津原村二生 延暦十三年生」とある。これらの記載には、系図の他の部分にはみられない送り仮名がふられており、『諸系譜』にも見られないことから、『百家系図稿』作成時に鈴木真年が付したものと見えるだろう。同様に\*1や\*21には家紋の記載があるが、これも鈴木真年による加筆と考えられる。

また系図の掲載順を確認すると、『百家系図稿』巻二では熊倉の前後は諸置氏(武蔵国多摩郡村置所在)と石井氏(宇都宮所在)であるが、『諸系譜』では前が宮寄氏・後ろは弓削宿祢氏と異なっており、中田が『百家系図稿』から「熊倉系図」を写したとは考えにくい。

よって現段階では、鈴木真年の手元には元の「熊倉系図」が存在しており、それを中田が写してほぼ修正を加えず『諸系譜』に収録したと考えたい。一方鈴木は『百家系図稿』を編纂する際、手元にあった元の「熊倉系図」に注記を加えて作成したと思われる。ゆえに、現存する写本では『諸系譜』に収録されている系図の方が元の「熊倉系図」の記載に近いといえよう。また『諸系譜』のみ記載されたものとして、\*2湯支方呂の尻付にある「都賀郡惣領」の記載があげられる。これについては後

述するが、鈴木真年が『百家系図稿』を編纂した際に惣領の語句から仮冒と判断し、除いた可能性が考えられるだろう。

以上、「熊倉系図」の写本の比較を行い、原「熊倉系図」の存在について指摘した。飯田瑞穂は鈴木真年を代表格として明治期の「系図家」や「系図知り」によって系図が偽造された可能性を述べているが、「熊倉系図」については原系図の存在の可能性が高いことから、明治期に偽造されたものとは考えにくいであろう。

それでは、「熊倉系図」の作成年代や作成の主体者、及び鈴木真年の元に「熊倉系図」がもたらされた経緯はどのようなものだったのであるうか。次章では「熊倉系図」の記載内容について考察し、検討を加えたい。

### 三、「熊倉系図」の記載内容

「熊倉系図」全体を見渡すと、この系図は居住地により、大きく次の六系統に分けることが可能である。

- 〈A系統〉 下野国都賀郡居住の氏族(奈良君↪胤業)
- 〈B系統〉 上野国甘楽郡居住の氏族(真牧↪仲道)
- 〈C系統〉 上野国甘楽郡熊倉村居住の氏族(仲景↪吉政)
- 〈C'系統〉 佐野居住の氏族(長忠・長世)
- 〈D系統〉 下野国都賀郡野木居住の氏族(家宗↪吉久)
- 〈E系統〉 上野国甘楽郡高尾居住の氏族(仲泰↪安仲)
- 〈F系統〉 江口移住の氏族(季安↪昌寿)

よって次節以降では系統毎に記載内容について見ていきたい。

#### (一)〈A系統〉 下野国都賀郡居住の氏族(奈良君↪胤業)

A系統は冒頭部の奈良君から始まり胤業までつながら二十九名で、主

に下野国都賀郡に居住した氏族である。この冒頭部について、宝賀は「奈良君から真手乃君へ至る系図は二代ほど少ない感があり、多少の脱漏ありか」としており、また佐伯も次の四つの疑問点を呈している。<sup>(18)</sup>

1. 奈良君の子八米乃君の尻付に「難波朝七年秋八月丁丑為大兄去来穂別皇子。定賜壬生部」とあるのは、『日本書紀』仁徳七年秋八月丁丑条の記事に拠ったものと考えられ、系図における独自の主張かどうか疑われる。

2. 真手乃君の尻付に「庚午年籍負壬生君姓」の記載から考えると、孫の岡足が宝龜五年（七七四）に蝦夷との戦いで勲功があったとするのは訝しく、真手乃君から岡足の間に一世代分の脱漏があるのではないか。

3. 円仁から遡った場合、曾祖父にあたる岡足が宝龜五年に勲功をあげたとするのは疑わしい。円仁が延暦十三年に誕生しているので、二十一年間で三世代というのは、年代的に見て接近しすぎているのではないか。ただし宝龜五年に岡足が六十才・浄麻呂三十五才・首麻呂五才とすれば、可能性は十分にある。

4. 湯岐麻呂の尻付に「藤原朝廷都賀郡擬少領司」とあるが、この時期に擬任郡司（評司）制が存在したのか。

ただし、佐伯はこのような疑問点を述べつつも最終的には大慈寺の諸堂建立について独自の記載がみられることや、上野国群馬郡の壬生公が下野壬生公の傍流であると示していることなどを評価している。

そこで各人名について見ていこう。

#### ① 奈良君

奈良君については、『先代旧事本紀』に仁徳天皇代に毛野国が上下に分割され、豊城命四世孫奈良君が下毛野国造に任命されたこととある。

（史料1）『先代旧事本紀』巻十 国造本紀

下毛野国造

難波高津朝御世。元毛野国分爲二上下一。豊城命四世孫奈良君初定二賜国造一。

また『新撰姓氏録』左京皇別下の大綱公・吉弥侯部の項には豊城入彦命六世孫として「奈良君（下毛君奈良）」が見える。

（史料2）『新撰姓氏録』左京皇別下 大綱公・吉弥侯部（傍線筆者）  
大綱公 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命六世孫。下毛君奈良弟。真若君之後也。

吉弥侯部 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命六世孫。奈良君之後

この「奈良君」と「奈良君」は同一人物を指すと考えられる。円仁の伝記の中には円仁の祖先が豊城入彦命であったと記されているものも存在する。六世孫（四世孫）である下毛野国造奈良君が下野国の壬生氏の祖先とされることに違和感はない。

#### ② 八米乃君

尻付に「難波朝七年秋八月丁丑為大兄去来穂別皇子定賜壬生部」とある。これは佐伯も指摘するように『日本書紀』の次の記事に基づいているだろう。

（史料3）『日本書紀』仁徳天皇七年秋八月丁丑条

秋八月己巳朔丁丑。為大兄去来穂別皇子一<sup>定</sup>壬生部一。亦為<sup>二</sup>皇后一<sup>定</sup>葛城部一。

#### ③ 真手乃君

尻付には「庚午年籍負壬生君姓」とある。庚午年籍は天智天皇九年（六七〇）に造籍された初めての戸籍であり、この時に「壬生君」姓を負ったとされる。前述の宝賀と佐伯の指摘のとおり、真手乃君が天智朝に生存する人物であったとすると、奈良君までの間に二世代ほど、宝龜五年（七七四）の記載がみられる岡足までの間に一世代ほどの脱漏を考

えなければならぬだろう。

#### ④湯支麻呂

尻付に「外従七位下 都賀郡惣領在任二十一年 藤原朝廷都賀郡擬少領」とある。都賀郡の郡領氏族は史書では知られていない。ただし『諸系譜』第十五冊 池田朝臣には平安時代初頭あたりと想定されるが、都賀郡少領を池田朝臣梶足・松枝・鯛主が歴任したことが記されている。

『諸系譜』のみ見られる「都賀郡惣領」について、古代における「惣領」の使用例からみると、『常陸国風土記』行方郡条には次のように見られる。

(史料4)『常陸国風土記』行方郡条

(前略) 古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年茨城国造小乙下壬生連磨・那珂国造大建壬生直夫子等請惣領高向大夫・中臣幡織田大夫等、割茨城地八里・那珂地七里合七百餘戸一別置郡家。(後略)

ここで惣領高向大夫・中臣幡織田大夫は茨城国造壬生連磨・那珂国造壬生直夫子の請願に基づいて行方郡家を設置しており、その氏姓からも中央派遣官であったことがわかる。他の史料でも「惣領(総領)」という場合には国単位に設置されており、郡レベルの役職としては見られない。鈴木真年は、あるいは惣領の語句について上記の知識を持っていたため、あえて『百家系図稿』を編纂する際に「都賀郡惣領」の記載を除いたのかもしれない。

一方佐伯の疑問4に関わり、擬任郡司制の開始時期について見ていくと、史料上では神龜五年(七二八)に大領の欠任時に少領を一時的に擬大領として転任させるとする格が出されたのが初出であり、これ以前には擬郡司が存在していたと考えられる。森公章は大宝令制定当初より擬任郡司が存在していたと想定しており、「熊倉系図」の記載のように藤

原朝廷(持統朝)にも遡る可能性は残されていないよう。

#### ⑤岡足

尻付に「外従六位下勲九等 奈良朝廷郡司主帳 在任十八年 宝龜五年蝦夷反時勲功」とある。宝龜五年の蝦夷の反乱とは、三十八年戦争の開始とされるものである。すなわち、七月に海道蝦夷が反乱を起こし、桃生城を侵略した<sup>(21)</sup>。これに対し、政府は八月に坂東八国に対し陸奥国への援兵を命じ、その結果翌年十一月に蝦夷は鎮圧された。その時の論功行賞については(史料5)にみえる。

(史料5)『続日本紀』卷三三 宝龜六年(七七五)十一月乙巳条(傍線筆者、以下同じ)

乙巳。遣二使於陸奥国一宣詔。夷俘等忽發二逆心一、侵二桃生城一。鎮守將軍大伴宿祢駿河麻呂等、奉二承朝委一、不レ顧二身命一、討二治叛賊一、懷柔帰服。勤勞之重、実合二嘉尚一。駿河麻呂已下一千七百九十餘人、從二其功一勲加賜二位階一。授二正四位下大伴宿祢駿河麻呂正四位上勲三等、從五位上紀朝臣広純正五位下勲五等、從六位上百濟王俊哲勲六等一。餘各有レ差。其功卑不レ及二叙勲一者、賜レ物有レ差。

この史料から蝦夷征討による論功行賞を一七九〇人あまりが受けたことがわかる。岡足の記載はこの史料に基づいたものであると考えられる。

#### ⑥首麻呂

尻付には「都賀郡三鴨駅長 大慈寺嚴堂建立」とある。名前は確認できないものの、円仁の卒伝から円仁の父が寺院の檀越であったことがわかる。

(史料6)『日本三代実録』卷八 貞観六年(八六四)正月十四日条 十四日辛丑。(中略)延暦寺座主伝燈大師位円仁卒。円仁。俗姓壬生氏。下野国都賀郡人也。当二産時一有二紫雲一。見二其家上一。家人無レ

見。于時有僧。名曰「広智」。国人号「広智菩薩」。広智規「望雲氣」。乃知「起於檀越壬生氏家」。甚以奇之。秘而不言。誠「其父母」。善能愛養。久而円仁喪父。隨「母育長」。年甫九歲。付「託広智菩薩」。円仁幼而警俊。風貌温雅。其兄「以外典」教之。然猶心慕「仏道」。嘗登「經藏」。誓探「得觀世音經」。心甚歡喜。遂抛「俗書」。受「二学経論」。俄而通「二涉諸部」。領「二悟大旨」。夢見「一大德」。顔色清朗。長六七尺。即就「其二辺」。瞻仰禮拜。大德含「咲」。摩「レ」頂語話。傍有「レ」人。問云。汝知「二大德」否。答云不「レ」知。傍人云。此是「叡山」大師也。大同末年。隨「縁」入京。適登「叡山」。謁「二觀最澄大師」。瞻「二視顔貌」。一如「二昔夢」。最澄大師含「咲」語話。如夢所見。窃自知「レ」之。不「二」向「レ」人説。「円仁」于時年十五矣。最澄大師教「二以止觀」。弘仁十三年六月。最澄大師遷化。円仁齡始滿卅。身羸眼暗。知「二命不」久。因而尋「叡山」北極幽谷。「結」草爲「レ」庵。(中略)天台宗之伝於本朝也。昔聖德太子迎「二前身」旧説之経於南岳。「鑑」真高僧齋止觀教法而来自西唐。先師最澄奉詔越海。造道邃和尚而受微言。從順眺闡梨而学悉地。所求法文「二百余卷」。円仁資新来之秘教。広旧伝之宗門。雖發源於懸水。而鼓濤於浮天。人能弘道。信而有徵歟。

この史料に寺院の名は記されていないが、『続群書類従』所収の「慈覚大師伝」にはのちに円仁の師となる広智について大慈寺の僧であったと記されている<sup>23)</sup>。このことから、円仁の父は大慈寺の檀越であったと考えてよいだろう。また檀越には地域の有力者が就任する例が多く、経済的に豊かであったとすれば、「熊倉系図」に大慈寺の厳堂を建てたとする記載と矛盾はないだろう。

次に、「三鴨駅長」の記載について見ていく。『延喜式』兵部省 諸国 駅伝馬条 下野国駅馬の項によれば、都賀郡には三鴨駅が設置されていた。また「駅長」の記載ではないが、鎌倉時代の僧愚勸住信が著した仏教説話集『私聚百因縁集』（正嘉元年（一一二五）成立）には円仁が関

守の子であるとする伝承が残されている。

（史料7）『私聚百因縁集』卷七和朝之篇 七慈覚大師事

（前略）抑慈覚大師俗姓三生氏、下野国都賀郡人也。或云都加部関守子也（後略）

さらに、順徳天皇（建久八年（一一九七）—仁治三年（一一二四））の撰述による鎌倉時代初期の歌学書『八雲御抄』には次のように見られる。

（史料8）『八雲御抄』第五 名所部「関」項

下野みかほの関山也 みかほの山ハ古名所但在常陸国歟 是者慈覚大師生所也 未詠可歟

ここでは、みかほの関が慈覚大師の生まれた場所であるとする。みかほの関とは、現在栃木県にある三轟山に設けられた関であり、古代東山道のルート上に存在していた。三鴨駅家は三轟山の麓に設置されたと考えられ、その場所には諸説あるが、下都賀郡岩舟町新里周辺に比定する説が有力である<sup>24)</sup>。

これらの史料は、円仁の父が関守であり、誕生地が三轟山の麓であるという認識が十三世紀半ば頃より存在していたことを物語る。これらの認識と「熊倉系図」に見られる三鴨駅長の記載は連関していると考ええてよいだろう。

#### ⑦ 秋主

尻付に「外従七位下」とある。『百家系図稿』には「儒典ヲ教ユ」の記載があるが、（史料6）の円仁卒伝に「其兄以外典教之。」とあることにより、鈴木真年が加筆したものと考えられる。

#### ⑧ 円仁

尻付に「天台座主 貞観六年正月十四日寂七十二才 諡慈覚大師」とあるが、この内容は（史料6）の卒伝から確認できる。

『百家系図稿』ではさらに「都賀郡下津原村二生 延暦十三年生」と

注記されている。この「下津原」という地名は三龜山の麓に位置し、現栃木県下都賀郡岩舟町下津原にあたる。下津原には円仁が産湯をつかつたとする「盥窪」が存在しており、歌人の烏丸大納言藤原光広（天正七年（一五七九）―寛永十五年（一六三八））が著した『日光山紀行』や、宝暦年間（一七五一―一七六三）に書かれた「手洗窪の由来記」・『小野寺旧記』などに取り上げられるなど、江戸期より円仁の出生地として著名な場所であった。<sup>25</sup>この点から考えれば、「都賀郡下津原村二生」の記載については上記の史料などを基に、鈴木真年が加筆したと考えてよいだろう。

#### ⑩胤業

尻付に「彦五郎 筑後守 寛正三年十月築住上原城」とある。上原城については、嘉永三年（一八五〇）成立の河野守弘編『下野国誌』所収「壬生系図」に  
寛正三年、壬午十月、壬生筑後守胤業はじめて築く、壬生氏住するに依りて、当所を壬生と云、古名は上ノ原といひし所なり。

とあり、壬生胤業の築城・居住により地名が「上ノ原」から「壬生」に変更されたとしている。

そこで胤業についてみると、『壬生家譜』・『一色文書』にみえる「壬生氏略系」<sup>26</sup>や『下野国誌』などによると、胤業は永享二年（一四三〇）生まれ、京都の壬生官務家（小槻氏）出身で、寛正三年（一四六二）に武家を志して下野に下向し、壬生新町堀の内に城館を築いたとしている。しかし、この出自についてはすでに『壬生町史』などで疑問が呈され、宇都宮氏配下の横田氏の一族であった可能性が考えられている。<sup>27</sup>

また『鹿沼市史』によれば、栃木県真岡市寺内に所在する莊嚴寺所蔵不動明王像の胎内文書の印仏から「ミふ殿」と記載された願文が小山・中里など、周辺地名を冠した在地領主の名を記した文書とともに発見さ

れた。印仏は貞和五年（一三四九）八月から九月にかけて行われたものであり、印仏の用紙として再利用された仮名暦が康永四年（一三四五）から貞和三年（一三四七）のものであることから、南北朝中期に「ミふ殿」とよばれた在地領主が存在した事が明らかであるとする。<sup>28</sup>

「熊倉系図」では胤業は下野壬生氏の一族として記されているが、前代「房氏」に「鎌倉時」と尻付が記されている。これは「鎌倉殿」と同様に源頼朝を指すと考えられ、胤業の生存時期とは三〇〇年ほどの差がある。「熊倉系図」によれば、後の熊倉末代は壬生家に仕えており、このことから胤業を自分の系図に加えた可能性が強いだろう。鈴木真年は『百家系図稿』編纂時にこの矛盾に気づき、「此間九代」と追記したのである。

以上、A系統の系譜について見てきたが、間接的に他の史料で確認できるものが多く見られ、系図の作成に際し、様々な史料を利用した可能性が考えられる。

#### (二)〈B系統〉上野国甘楽郡居住の氏族（真牧・仲道）

次に、B系統として上野国甘楽郡へ移住した氏族について見ていこう。対象は真牧から仲道までの二十三名である。

##### ①真牧

尻付に「從七上 上野国甘楽郡主政」とあり、下野国都賀郡から上野国甘楽郡主政に任用されたとする。郡司氏族が比郡の郡司として任命されることは、次の史料から確認される。

（史料9）『続日本紀』卷三 大宝三年（七〇三）三月丁丑条

丁丑。下制曰。依レ令。国博士於レ三部内及傍国一取用。然温故知新。希レ有レ三人一。若傍国無レ人ニ採用一。則申レ省。然後省選擬。更請レ處分一。又有三才堪二郡司一。若当郡有三等已上親一者。聽レ任レ比郡一。

この史料から、才能がある三等親以上の人物が郡司氏族にいた場合、比郡の郡司に任用することが可能であった。実際に比郡へ任命される例も史料から確認できるが、この例は下野国芳賀郡から足利郡少領という下野国内での移動であり、「熊倉系図」にみるような、下野国から上野国という、国を越えて郡司職に就任する例は他に見られない。また下野国都賀郡と上野国甘楽郡の間には十郡以上の郡が存在しており、これらの郡を飛び越えて郡司職に就く可能性は殆どなかったと考えられる。

## ② 石道

尻付には「外散位 正八上 貞観十二年八月十五日乙未改公賜壬生朝臣姓 仁和元年十一月二十五日死七十二才」とある。石道については次の史料に記載がみられる。

(史料10) 『日本三代実録』巻十八 貞観十二年(八七〇) 八月十五日乙未条

十五日乙未。上野国群馬郡外散位正八位上壬生公石道賜二姓壬生朝臣一。これによると、貞観十二年に群馬郡を本貫とした壬生公石道は公姓から朝臣姓へと賜姓されたことがわかる。『百家系図稿』に「群馬郡人」と注記されるのはこの史料によるものと考えられ、真年による追記と捉えて良いだろう。

石道が群馬郡に居住していることから、真牧以降、この氏族は下野国都賀郡→上野国甘楽郡→上野国群馬郡へと移動したことになる。また次の高継には「甘楽郡司少領」と記されているので、再び上野国甘楽郡へと移動したこととなる。このように頻繁な移住は古代において殆ど見られず、B系統の系譜が疑われる部分である。また、宗道・相道には「郡司判官代」、仲道には「従七上 武蔵少掾 目代」と記載されているが、他の史料では確認できない。

以上、B系統についてみると、真牧が下野国から上野国へと移住し、

さらに石道の代に群馬郡に移動、そして高継以降はまた甘楽郡へと移動している点に疑問が残る。詳細な注記がある石道についてもほぼ(史料10)に則っていることから、独自の死亡記事が見られるものの、系譜としての信憑性は低いといえよう。

(三) (C系統) 上野国甘楽郡熊倉村居住の氏族(仲景・吉政)

C系統は上野国甘楽郡熊倉へ居住した仲景以降、吉政まで三十六名を取り上げる。

## ① 仲景

尻付に「熊倉壬太 住甘楽郡熊倉村 千葉合戦源頼信随兵勲功」とある。

千葉合戦とは、長元元年(一〇二八)から同四年(一〇三一)にかけて起こった平忠常の乱を指す。仲景はこの時、源頼信に従って勲功を挙げたとしている。

源頼信(安和元年(九六八)―永承三年(一〇四八))は源満仲の子で河内源氏の祖とされる人物である。平忠常の乱の際には甲斐守に任じられていた(長元二年(一〇二九)―長元五年(一〇三二))。頼信に忠常追討の宣旨が下ったのは長元三年(一〇三〇)九月であり、乱の平定後、頼信がその功績により位階を授けられていることなどから、この前後に仲景も勲功を得たと思われる。源頼信は、長保元年(九九九)九月二日から長保三年(一〇〇一)二月頃まで上野介として任官しており、この点に注目すれば、頼信が上野介として赴任したことを契機として仲景は頼信と主従関係を結んだと考えられよう。

さて、仲景が移住した熊倉は現在の群馬県甘楽郡南牧村熊倉と考えられる。注目すべきは古代東山道が上野国から碓氷峠を越えて信濃国へと向かうルートであるのに対し、熊倉から余地峠を通り信濃・甲斐・上野

を結ぶ熊倉道のルートが古くより存在していたことである。<sup>(32)</sup>時代は下るが江戸時代には南牧道(熊倉道)に砥沢関所が設けられるなど、熊倉は交通の要衝に位置していたと考えられる。加えて熊倉を含む現在の下仁田から南牧地域にかけては古代に塩山牧が設置され、馬が飼育されていたことも重要である。<sup>(33)</sup>仲景がいつ頃甘楽郡熊倉村に居住したのかは不明であるが、あるいは忠常の乱の勲功によるものかもしれない。

## ② 貫景

尻付には「同(熊倉)二郎 康平奥州合戦 従頼義有軍功」とある。

康平奥州合戦とは、永承六年(一〇五二)から康平五年(一〇六二)に起こった前九年の役における康平五年の合戦を指すと思われる。この合戦で鎮守府將軍源頼義(永延二年(九八八)―承保二年(一〇七五))は清原光頼・武則兄弟と連合して安倍氏を追討した。源頼義は前述の源頼信の嫡男であり、この合戦に貫景が参加していることは、頼信と父仲景の主従関係を以後も存続したことによると考えられる。

また『百家系図稿』には「鎮守府軍曹」との注記がみられる。郡領氏族が鎮守府軍曹へ任用される例は史料上でも確認でき、可能性はあると思うが、『百家系図稿』のみの注記であることをふまえ、私見としては源頼義が鎮守府將軍であったことにより、真年が編纂時に「鎮守府軍曹」を追記したと考えたい。

## ③ 忠村

尻付に「又太郎 平治合戦従義朝討死」とあり、平治元年(一一五九)に起こった平治の乱において源義朝に従って討死したとする。史料で名前は確認できないが、河内源氏との主従関係が続いていたと考えられる。

その他、常忠から吉政までは、例えば秀宗には「熊倉太郎 承久合戦宇治川溺死」と承久三年(一一二二)に起こった承久の乱において宇治

川の戦いで溺死したと注記され、吉政には「木工右衛門尉 元弘乱属新田義貞竹下合戦討死」と、元弘の乱において新田義貞に属し、建武二年(一一三五)の箱根竹下の戦いにおいて討死したとの記載があるが、史料で確認できるものではなく不明である。

C系統は合戦への参加記載が多く、史料上で確認できる者はいない。ただし、系譜上の不備はあまりみられず、甘楽郡熊倉への移住の契機を平忠常の乱の勲功によるものと考えれば、信頼できるものと思われる。吉政の次の家宗の代に下野国都賀郡野木へと移住したのは元弘の乱における敗戦が契機となった可能性も考えられるだろう。

また(C系統)佐野居住の氏族についてみると、長忠には「佐野三郎兵衛」、長世には「右衛門尉」の尻付が付されている。宝賀は『百家系図稿』の「佐野庄領」の注記から、この佐野を群馬郡佐野村(高崎市佐野)と考え、一六世紀初頭頃に完成した謡曲「鉢の木」にみえる佐野源左衛門常世との関係について述べているが、「佐野庄領」の記載は『百家系図稿』にのみ見られるもので、追記の可能性が考えられるため本論では保留としたい。

## (四) (D系統) 下野国都賀郡野木居住の氏族(家宗→吉久)

D系統は下野国都賀郡野木居住の氏族で、家宗から吉久までの十六名である。

### ① 野木神社神官の系譜

家宗の尻付には「式部丞 熊倉三郎 下野国都賀郡移住 野木大明神 神主」とある。D系統では家宗・吉宗・重宗・房宗の四代に涉り、野木社の神主や社務を勤めている点が注目される。

この野木大明神とは、現在栃木県下都賀郡野木町野木字宮本に所在する野木神社を指す。野木神社は野木宮ともいわれ、旧郷社である。主祭

神は菟道稚郎子命、配神は気長足姫命・誉田別命・田心姫命・湍津姫命・市杵島姫命を祀る。文政七年（一八二四）成立の『野木大明神由来』によれば、仁徳天皇代に下野国造奈良別命が、菟道稚郎子命の遺骸を現社地の西方約八〇〇メートルの台手亟（だいてばこ）に葬り祀ったのが初めという。のち延暦年間（七八二―八〇六）に大伴弟麻呂・坂上田村麻呂により奥州遠征の帰途、報賽として社殿を建立したと伝える。『吾妻鏡』治承五年（一一八一）閏二月二三日条には「野木宮」がみえ、文治元年（一一八五）源頼朝は野木宮に寒川郡を寄進したとされる（同二年九月三十日条）。

野木神社に伝来する史料のうち、寛正二年（一四六一）六月に大江貞元が著した『野木宮由来』によると、神官は野木氏が勤めていたようであるが、康暦二年（一三八〇）夏に下野国守護の小山義政が宇都宮基綱を敗死させると、鎌倉公方足利氏満の怒りを買って、追討された。この時、義政に従って神務野木瀬友や熊倉十郎宗実などが古河の渡に出て防戦したが、その際に放火され、野木宮は全焼した。明徳三年（一三九二）頃再興するも、永享二年（一四四〇）の結城合戦により神官野木常友が討死し、社領を没収されたという。<sup>(35)</sup>

また、文政七年（一八二四）七月に成立したもう一つの「野木宮由来」によると、上記の由来の他、寛正年間（一四六〇―一四六六）以後の□□十二年に、野木熙直の少男長丸が熊倉民部宗景・塚田兵庫慶格の助力を得て野木宮を再興し、慶長五年（一六〇〇）の奥州合図上杉景勝討伐の際、家康より社領一五石、除地一町三反を与えられたとある。<sup>(36)</sup> 後の史料ではあるが、元文三年（一七三八）に野木宮神主の海老沼兵庫助が著した『野木宮要談記』には小山家南方惣押しとして熊倉民部丞と塚田兵庫介が代々野木宮に出張勤番していたが、天正三年（一五七五）に小山氏が滅亡した後、熊倉民部丞が、野木にとどまったとあり注目される。<sup>(37)</sup>

二冊の『野木宮由来』は誤記も多く、検討が必要な史料であるが、両者とも康暦二年の記事について、小山家の家臣として熊倉十郎宗実の名を挙げていることは重要である。「熊倉系図」には「宗実」の名は見られないものの、D系統の人物名には「宗」が多くみられることを鑑みれば、世代的に家宗・吉宗・重宗あたりに比定することも可能であろう。

さらに、野木宮を再興したとする小山家家臣熊倉民部宗景については、名前の類似性から「熊倉系図」にみられる「景宗」が注目される。「景宗」には「仕小山家」と注記があり、小山家に仕えていたことも一致することから、宗景と景宗は同一人物である可能性が高いと思われる。

『野木宮要談記』では、小山家滅亡後、熊倉民部丞は野木にとどまったとされている。江戸時代には現在野木神社の神職を務める海老沼家（もと野木氏）と熊倉家によって神職が世襲されており、海老沼家も小山氏の旧臣であったことから、<sup>(38)</sup>野木宮の神職は「熊倉系図」の景宗系統へ引き継がれていったと考えられよう。

また江戸時代に設置された野木宿の本陣と脇本陣は熊倉家が務めており、現代まで残っている。この熊倉氏については、藤原秀郷を祖とする系図が残されているようである。<sup>(39)</sup> ただし、残された史料から野木神社の社務などを務めていたことが明らかであり、<sup>(40)</sup>前述の景宗系統である可能性も考えられるだろう。

## ②壬生家家臣の系譜

「熊倉系図」には、吉重が初代壬生筑後守胤業、宗家は二代壬生筑後守綱重、吉基は三代壬生中務少輔綱房、吉久は四代壬生中務大輔綱雄にそれぞれ仕えたところがある。壬生家は五代義雄の時に滅亡したが、旧臣達はその後も京都の壬生官務家と関係を持ち、菩提寺である常楽寺（栃木県下都賀郡壬生町所在）などで行う法要などの史料にも壬生の旧臣達と壬生官務家との関わりが確認できる。<sup>(41)</sup>



ここで注目したいのは、『壬生家盛衰記』に見られる今宮神社棟札の写しである。<sup>(4)</sup>

〔史料11〕「今宮棟札写」〔壬生家盛衰記〕所収

天文龍集甲午三年

奉新造御神領惣政所壬生下総守綱房

綱房第二男年数十七

当御留主坐禅院昌膳阿闍梨

惣奉行

黒河刑部丞房朝

木屋奉行

染谷兵部少輔村胤

大貫内匠助昌秀

熊倉内匠助吉久

大工

高野淡路守重吉

(下略)

これによれば、天文三年(一五三四)に第三代壬生綱房は今宮権現を新造したと考えられるが、木屋奉行として「熊倉内匠助吉久」の名が見えている。この吉久は「熊倉系図」に「木工頭」としてみえる吉久と名前が一致する。「熊倉系図」の吉久の尻付には第四代綱雄に仕えたところがあるが、おそらく綱房・綱雄の二代に涉って仕えていたのであろう。世代的にも符合しており、同一人物と考えることができよう。

③その他

徳宗には「吉田孫左衛門」の尻付があり、都賀郡内の吉田(現下野市上吉田・下吉田・本吉田)の地名に基づく可能性が考えられる。『百家系図稿』には「宇都宮二住 紋ツタ」と注記されるが、鈴木真年により

付されたと考えられる。

以上、D系統は野木宮の神主・社務を連任したのち、景宗は小山家、吉重以降は壬生家に仕えたことが見え、「熊倉系図」には記載がないが、景宗系統が野木宮の神職を受け継いでいったと考えた。

一方、吉重以降の系譜については吉久が他の史料にも見えることから、壬生家の家臣として仕えたことが確認できた。「熊倉系図」は吉久の代で終わっているが、系図の線は吉久の下にも引かれていることに注目すれば、この系図は吉久に関係する人々を主体として作成されたものであると考えられよう。

(五)〈E系統〉上野国甘楽郡高尾居住の氏族(仲泰→道重)

E系統は上野国甘楽郡高尾居住の氏族で、仲泰から道重までの二十二名である。ここに見られる地名の高尾とは現群馬県富岡市上高尾・下高尾附近を指すと考えられる。そこで注目されるのが、富岡市下高尾字六年に現存する仁治四年(一二四三)の銘文をもつ板碑である。今は「仁治の碑」と呼ばれている(図4)。

この碑は径三七cmの円光内に、金剛界五仏と薬師如来を梵字で縦に二列刻む。その下には横書で「仁治四年大歳癸卯二月廿六日」と刻み、下段を六段に分けて壬生姓五名、小野姓三名、物部姓一名、藤原姓六名、安部姓一名、春日姓二名、大宅姓一名、六人部姓二名等解説不能も含めて二十余名の姓名が刻まれている。

ここで、刻まれた五名の壬生氏の名前を挙げれば、壬生忠家・壬生□□・壬生文重・壬生安久・壬生助□であるが、「熊倉系図」にみられる人名と一致する者が二名(忠家・文重)いることが注目される。また、碑に見える安久や助□についても似た人名が「熊倉系図」に確認できるのである(安文・安家・助家・助兼)。これらの人々は系譜上でもほぼ

図4 仁治の碑



同世代であり、時代的にも仁治を含む一三世紀前半あたりが想定される。よって、仁治の碑に刻まれた壬生氏の人名は「熊倉系図」に記載された人々であったと考えてよいだろう。

また「熊倉系図」において合致する人名をみると、E系統の人々に加え、C系統の人々の名前が確認できる。仁治の碑については、上野国一宮である貫前神社を中心とした一族の結縁によって造立されたと考えられていることを鑑みれば<sup>13)</sup>、十一世紀に甘楽郡内で居住を分けたE系統

(高尾)とC系統(熊倉)の人々が十三世紀においても一族としてのつながりを保っていたと考えられるだろう。

(六)〈F系統〉江口移住の氏族(季安・昌寿)

F系統は江口に移住した氏族であり、季安から昌寿までの二十名である。

季安については尻付に「彦太郎 江口太郎 鎌倉殿江口庄地頭」とあり、十二世紀後半から十三世紀前半に江口庄の地頭となったと考えられる。その後正兼が足利尊氏に従い文和四年(一三五五)三月の東寺合戦で討死し、息子の正春は尊氏の家臣である足利式部丞家兼(斯波家兼)(徳治三年(一二三〇)八)―延文元年(一三五六)に属したとある。

F系統の人々については江口庄の所在も含め、殆ど不明であるが、昌寿までの記載に乱れなどはなく、信憑性が高いと考えられる。

以上、「熊倉系図」の記載内容について検討してきたが、次に「熊倉系図」作成の時期とその真偽について考察したい。

#### 四. 「熊倉系図」の作成と伝来

##### (一) 「熊倉系図」の作成

「熊倉系図」に関してこれまで述べてきたことをまとめると、次の通りである。

① 「熊倉系図」は現存の状況から鈴木真年らによる偽作とは考えられず、原系図の存在が推定される。また『百家系図稿』収載の「熊倉系図」には、鈴木真年が編纂した際に施した追記が確認でき、より原系図に近いのは『諸系譜』収載の「熊倉系図」である。

##### ② 「熊倉系図」の記載内容について、

・ A系統の系図はその多くが文献史料の記載を基に記されている。

(31) いわゆる「円仁の系図」について(平澤)

・ B系統は下野国都賀郡から上野国甘楽郡への移動を示すものであるが、このような移動は現実的ではなく、また群馬郡人の石道を掲載している点など、系譜上に問題がみられる。

・ C系統は熊倉移住記事を含み、熊倉氏の基礎となる部分である。史料上で確認できる者はいないが、系譜上の不備はあまりみられず、甘楽郡熊倉への移住の契機を平忠常の乱の勲功によるものと考えれば、信頼できるものと思われる。

・ D系統は下野国都賀郡野木へと移住した氏族であるがその契機として前代の吉政の元弘の乱における敗戦が考えられる。移住後、野木宮の神主・社務を連任したのち、景宗は小出家、吉重以降は壬生家に仕えたが、「景宗」について『野木宮由来』にみられる宗景と同一人物である可能性が高いことを指摘した。また「熊倉系図」には記載がないが、景宗系統が野木宮の神職を受け継いでいった。吉重以降の系譜については吉久の名が今宮棟札銘からも確認でき、壬生家の家臣として仕えたことが確認できる。また吉久の下にも系図線が引かれていることから、「熊倉系図」が吉久に関係する人々を主体として作成されたものと考えられる。

・ E系統は甘楽郡高尾所在の熊倉氏であるが、仁治の碑に見える人名とC系統・E系統の人名がほぼ一致しており、実在が確認できる。また、十一世紀に甘楽郡内で居住を分けたE系統（高尾）とC系統（熊倉）の人々が十三世紀においても一族としてのつながりを保持していたと考えられる。

・ F系統については史料で確認できるものはないが、系譜上の乱れはなく、信頼できるものと考えられる。

それでは、「熊倉系図」はいつ頃、どのように作成されたのだろうか。上記の考察内容から考察していきたい。

まず確認しておきたいのは、原系図の題目に「熊倉」とあることから、この系図が熊倉氏によって作成されたという点である。さらに、吉久以降に系図線を引いていることから、熊倉氏のうち、壬生家に仕えた系譜の者によって作図されたと考えるのが自然であろう。その時期は不明という他はないが、F系統の江口氏についても、系図の記載内容から昌寿が十六世紀後半から十七世紀初頭頃の人物と考えられるので、早くとも十七世紀初頭以後と考えられるだろう。

次に「熊倉系図」の内容を見ていくと、B系統については問題が多く、C系統の熊倉移住後の人々がこの系譜の祖となっていると考えるべきであろう。また正史以外の史料で存在を確認できる人物がD系統・E系統に複数確認できることから、C系統以降の系譜については信頼がかけられるものと考ええる。

次にA系統については、その多くが正史や十六世紀までの史料に拠っており、独自記載が見られるものの、系譜としての信頼性は低いと考える。作図の主体が壬生家に仕える熊倉氏であったことをふまえると、胤業以降の壬生氏と自分たちとのつながりを強調することを意図してA系統を作図したと考えられるのではないか。その中で、下野国の壬生氏として有名な円仁を自分たちの系譜に結びつけたのであろう。またB系統については、A系統を作図したことにより、甘楽郡への移住を系図に加える必要があったため、矛盾を含みつつも造作したものと考えられる。

## (二)「熊倉系図」の伝来

それでは、「熊倉系図」はどのように伝来して、現在我々が目にすることとなったのかという点を考えたい。

壬生家滅亡後、壬生家家臣団が京都の壬生官務家と関係を保っていたことは先に述べたが、壬生家の家臣団は「旧臣帳」などを作成し、その

連携を深めていたと考えられる。そこで、現存する旧臣帳を確認してみると、熊倉氏は「宇都宮近在旧臣帳」（京都大学所蔵野州壬生文書）に、西鹿沼村居住の「熊倉八軒」とみえ、また「壬生義雄公家臣席順姓名次第」（国分寺町 永井峯三文書）には「惣目付」として「熊倉佐渡」、「小姓組頭」として「熊倉角兵衛」など数名が確認できる。また「押原推移録」上巻にも記載があるが、これは「壬生義雄公家臣席順姓名次第」の記載から名前のみを抜き出したものである。<sup>44</sup>

ここで注目したいのは現在東京大学史料編纂所に所蔵される「壬生家旧臣録」である（請求番号二〇〇一―七）。この史料は現在鈴木叢書として所蔵されており、鈴木真年の蔵書の一部を写したものであることが知られる。「壬生家旧臣録」の内容は『押原推移録』とほぼ同じであるが、その巻末に「熊倉吉久裔 熊倉吉葛写之」という記載が見られるのである。

すなわち、「壬生家旧臣録」を写した熊倉吉葛は「熊倉系図」にみる熊倉吉久の子孫を名乗り、さらにこの本を鈴木真年が所蔵していたことから、吉葛と真年は何らかの関係を持っていたことが考えられるのである。熊倉吉葛がどのような人物であるかは不明であるが、これらの点から、「熊倉系図」は熊倉吉葛によって「壬生家旧臣録」とともに鈴木のもとにもたらされたと考えることが可能であろう。

そして、この原系図を中田憲信が写したものが『諸系譜』第十五冊の「熊倉系図」となり、鈴木真年が原系図を利用して追記を行ったものが『百家系図稿』巻二所載の「熊倉系図」であるといえよう。

おわりに

以上、「円仁の系図」といわれている史料のうち、主に「熊倉系図」

について基礎的な考察をおこなった。結果、円仁の系図としての信頼性は低いと結論づけることとなったが、「熊倉系図」が明治期に偽造されたものではなく、原系図が存在したと考えられる点や、鈴木真年の下に伝来した経緯がある程度明らかにできたと考える。推測を重ねた部分も多く、論じ残した点も多々あると思うが、今後の検討課題としたい。

〔注〕

(1) 現存する慈覚大師伝としては、『日本三代実録』貞観六年（八六四）正月十四日条所載円仁卒伝、『続群書類従』第八輯下、伝部巻二一「所収」慈覚大師伝、京都三十三院所蔵「比叡山延暦寺真言法華宗第三法主慈覚大師伝」などがある。

(2) 宝賀寿男編著『古代氏族系譜集成』上巻、古代氏族研究会、一九八六年四月。

(3) 佐伯有清「円仁の家系図」『智証大師伝の研究』吉川弘文館、一九八九年一月。

(4) 例えば、佐伯有清「円仁」吉川弘文館、一九八九年二月・中大輔「日本古代の駅家と地域社会」『古代交通研究』一三号、二〇〇四年五月・木本雅康「遺跡からみた古代の駅家」山川出版社、二〇〇八年二月・酒寄雅志「下野国の慈覚大師円仁ゆかりの史跡」『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年二月など。

(5) 例えば「越中石黒系図」については、須原祥二によって近世末期における偽作の可能性が指摘されている（「越中石黒系図」と越中国官倉納穀交替記―交替記諸写本の検討を通して―）『日本歴史』六〇一号、一九九八年六月）。一方宝賀寿男は筆跡から現系図が鈴木真年によって石黒家に献贈されたものであるとしながらも、原系図の存在を指摘し、現系図は偽作ではなく、真年の手によって原系図を転写したものとする（「越中石黒氏の研究」『越と出雲の夜明け』法令出版、二〇〇九年一月）。

(6) 近藤安太郎「序章」『系図研究の基礎知識』第一巻、近藤出版社、

- 一八九九年三月。
- (7) 鈴木防人編『鈴木真年伝』大空社、一九九一年一月(解説宝賀寿男)〈初版一九四三年〉。
- (8) 横山勝行「『百家系図』解題」『マイクログフィルム版『諸家系図史料集』解題目録』雄松堂出版、一九九五年一月。
- (9) 例えば巻一五の巻末には「明治十六年二月十二日以元老院本蔵本 写了廬 真年」とある。
- (10) 例えば「佐々」項には識語として「以上佐々系図三通姓氏分脈所載本也」とあり、もう一つの「佐々」には「右系図纂所載本」と記されている。
- (11) 横山勝行「『諸家系譜』解題」『マイクログフィルム版『諸家系図史料集』解題目録』雄松堂出版、一九九五年一月。
- (12) 大植四郎編『明治過去帳 物故人名辞典』東京美術、一九八八年十一月。〈初版一九七一年〉。
- (13) 横山前掲注(11) 解題参照。
- (14) 鈴木前掲注(6) 著書。
- (15) 宝賀前掲注(2) 著書、五七七頁。以後宝賀の見解はこれに拠る。
- (16) 佐伯前掲注(3) 論文。
- (17) 飯田瑞穂「郡評論争余談」(『日本歴史』四二六号、一九八三年一月) において次のように述べている。
- (前略) 江戸時代後期の国学者の間では、案外に評制・郡制について、このやうな理解が行はれてゐた可能性もあらう。といふのは、明治時代に華族の諸家から提出された系譜を見たことがあるが、旧公家・旧諸侯出身の家の分はともかく、新たに維新の功績などによつて華族の班列に入った家の系譜の中に、他に所見のない珍しいものがあつた。中で、古いところで、国造↓評督↓大領といふ肩書の変遷を示す例がいくつか目にとまつた。それらの中には、古い伝へが残つたものがないとは言ひきれないが、印象からすると、どうもそのやうな古い時代の事実が、途中どのやうにして伝へられたのか不審に思はれる節もあつて、にはかに悉くには信を措きたい感がある。全くの憶測ではあるが、これらの多くは、他にも類例があるやうに、新たに当時の知識にもとづいて作られたものではなからうか。「系図家」「系図知り」といふ語があるやうに、系図作成の専門家は、いつの世にもあり、この場合にも、そのやうな背景があつたと考へることは、さほど見当違ひではあるまい。鈴木真年など、国学者で、その世界に名を売つた者もある。国造↓評督↓大領の変遷は、それらの人々の知識・理解の反映であつた可能性があらう。(後略)。
- (18) 佐伯前掲注(3) 論文。
- (19) 『類聚三代格』巻七郡司事 延暦十六年十一月二十七日太政官符所引神亀五年四月二十三日格。
- (20) 森公章「九世紀の郡司とその動向」『古代郡司制度の研究』、吉川弘文館、二〇〇〇年二月。
- (21) 『続日本紀』巻三三 宝龜五年(七七四) 七月壬戌条。
- (22) 『続日本紀』巻三三 宝龜五年(七七四) 八月己巳条。
- (23) 『統群書類従』第八輯下、伝部巻二二一所収「慈覚大師伝」(前掲注(1))。
- (24) 木本雅康「円仁と三鴨駅」『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年二月。
- (25) 酒寄雅志「下野国の慈覚大師円仁ゆかりの史跡」『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年二月。
- (26) 東京大学史料編纂所蔵『壬生家譜』(請求番号四一七五―三一八)・東京大学史料編纂所蔵影写本『一色文書』(請求番号三〇七二―三三一―一五)。
- (27) 「壬生氏の出自」『壬生町史 通史編I』(第二章第二節) 壬生町、一九九〇年十月。
- (28) 鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史』通史編 原始・古代・中世、一九九九年三月。
- (29) 『続日本後紀』巻十五 承和十二年(八四五) 九月壬申条に「壬申。下野国芳賀郡人大麻統部総持。男足利郡少領外従八位下大麻統部嗣吉。改二 本姓一賜二下毛野公姓一。」とある。
- (30) 『小右記』長元三年九月六日条。
- (31) 『小右記』長元四年正月六日条。

- (32) 『関八州古戦録』巻之第十一滝川左近将監一益補二関東管領職一付東上野江入部の事、『甲陽軍鑑』永祿六年(一五六三)二月条など。
- (33) 『延喜式』巻四八左右馬寮 御牧条。また山口英男「信濃の牧」『長野県史』通史編1 第四章第三節、一九八九年三月も参照。
- (34) 例えば、『類聚符宣抄』巻七 諸国郡司事 天徳三年四月五日撰津国司解では、撰津国住吉郡の大領死欠に伴い、「譜第正胤」であることを理由に鎮守府軍曹の津守宿祢茂連が任用されている。
- (35) 野木町史編さん委員会編『野木町史中世史料集』野木町、一九八六年三月。
- (36) 野木町史編さん委員会編『野木町史中世史料集』野木町、一九八六年三月。
- (37) 石塚信一『野木宮要談記』(私家版)、二〇〇六年三月。
- (38) 「第六章 地域文化の発達と野木」『野木町史 歴史編』野木町、一九八九年三月。
- (39) 「秀郷以下系譜」(熊倉俊嗣家文書)、野木町史編さん委員会編『野木町史料所在目録』第一集、一九八五年三月。
- (40) 「神道裁許状(元祿七年(一六九四))」(熊倉キク家文書)・「許状(正一位稲荷大明神安鎮之事)(文政元年(一八一八))」(熊倉俊嗣家文書)など。
- (41) 「常楽寺過去帳」『壬生町史 資料編原始古代・中世 補遺』壬生町、一九九〇年三月。
- (42) 『壬生家盛衰記』(東京大学史料編纂所所蔵謄写本、請求番号二〇七五—九一三)
- (43) 「仁治の碑」『日本歴史地名大系 第一〇巻 群馬県の地名』平凡社、一九八七年二月。
- (44) これらの史料については『壬生町史 資料編原始古代・中世 補遺』壬生町、一九九〇年三月を参照した。

(追記) 本稿は国史学会二〇一〇年度大会における個人報告に基づいている。報告の席上において諸氏より貴重なご意見を賜った。また、史料の閲覧

や現地調査に際して静嘉堂文庫の成澤麻子氏、野木神社神主海老沢堯氏、常楽寺国生泰俊氏に便宜を計って頂いた。記して謝意を表する。